

国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

1 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施

9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日から16日までの一週間を「自殺予防週間」として定め、幅広い国民の参加による啓発事業の実施により、命の大切さとともに、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解を促進することとしている。

内閣府では、平成23年度「自殺予防週間」において、関係省庁、地方公共団体等に関連事業の実施を呼びかけるとともに、9月9日に平成23年度自殺予防週間「つながる“わ”ささえる“わ”」キャンペーンオープニングイベントを開催した。同イベントでは、内閣府特命担当大臣（自殺対策担当）、乙武洋匡氏、音無美紀子氏、大塚俊弘氏によるトークセッションを行い、自殺対策について一人一人にできることや、人とのつながりの大切さ等について考え、呼びかけを行うとともに「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」の周知を行った。

なお、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成22年2月5日自殺総合対策会議決定）に基づき、例年、月別自殺者数が最も多い3月を「自殺対策強化月間」に設定したことから、平成24年3月の「自殺対策強化月間」に

は、「全員参加」をテーマに掲げ、関係省庁、地方公共団体等で連携して関連事業を全国的に展開するとともに、「あなたもゲートキーパー宣言！」というキャッチフレーズで、国民一人ひとりがそれぞれの立場で、声掛けなどできることから進んで行動をおこしていくことの大切さについて、テレビ・新聞・インターネット・鉄道広告や特設サイト等様々な媒体を通じて広く国民に呼びかけた。

そして、実務面においても、地方公共団体や各種団体が実施するゲートキーパー養成研修会で活用できるよう、研修用のテキストとDVDについて、新たに被災地対応編と専門家編（法律専門家編（弁護士・司法書士）、薬剤師編及び学生相談編）を追加し、作成した。なお、このテキストとDVDの内容については、研修に参加できない人がいつでも閲覧できるよう、ホームページ上に掲載している。その他、「誰でもゲートキーパー手帳（第2版）」などのゲートキーパー養成用の教材を作成し、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課等に配布するとともに、「自殺対策強化月間」に向けて「自殺対策ファーストエイドワークショップ」を開催した（平成23年11月18日）。

COLUMN 2

キャンペーンによる取組

平成23年度は、自殺予防週間（9月10日～16日）に「つながる“わ” ささえる“わ” キャンペーン」を実施し「絆の再構築」と「お互いに声をかけあい、寄り添い、支え合う」ことの重要性を訴えました。

また、自殺対策強化月間（3月）においては、「全員参加」をテーマに掲げ、「あなたもゲートキーパー宣言！」をキャッチフレーズに、国民一人ひとりがそれぞれの立場で、声掛けなどできることから進んで行動を起こしていくことを呼びかけました。

さらに、声掛けなどを行うだけではなく、悩みを抱えた人を支援につなぐ相談窓口を充実させることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせ、地方公共団体の協力を得て、内閣府において期間限定で初の「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施するとともに、関係府省や地方公共団体、民間団体等で相談窓口の充実に関する取組が推進されました。



〈キャンペーン用ポスター〉

○つながる“わ” ささえる“わ” キャンペーンオープニングイベント

自殺予防週間前日である9月9日に、都内において、内閣府特命担当大臣（自殺対策担当）等によるトークセッション等を実施しました。

○自殺対策強化月間フォーラムの開催（平成24年2月13日）

3月の自殺対策強化月間に先立ち、都内において、朝日新聞社・読売新聞社主催、内閣府共催による自殺対策についてのフォーラムを開催しました。

〈様々な媒体からの啓発活動〉

○テレビスポット、新聞広告

自殺対策強化月間に合わせ、人気アイドルグループAKB48を起用したテレビスポット広告等を実施しました。

- ◇ テレビスポット「AKB48編」（政府広報）
全国放送 1週間（3月1日～7日）
- ◇ 新聞記事下広告（政府広報）
朝日新聞・読売新聞（3月1日）
- ◇ 新聞突出し広告（政府広報）
全国紙、ブロック紙、地方紙（3月1日）
地方紙（東北3県）（3月16日）



〈新聞広告〉

また、自殺対策強化月間に先立ち、2月13日に都内で朝日新聞社・読売新聞社主催、内閣府共催により開催された「自殺対策強化月間フォーラム」について、3月1日に両紙に報告記事を掲載しました。

○インターネットバナー広告等

自殺対策強化月間の開始に合わせ、自殺対策推進室Webサイト内に月間特設サイトを開設するとともに、Yahoo!JAPAN Webサイト内においても特設ページを開設するなど、インターネットを活用した啓発活動を展開しました。

- ◇ 各種バナー広告 (2/27～3/31)
- ◇ 自殺対策推進室Webサイト内に特設サイトを開設 (2/27～)
- ◇ Yahoo!JAPAN Webサイト内にPR企画ページを開設 (2/27～3/31)

○交通広告・ポスター配布

- ◇ 交通広告
 - 駅集中貼り
渋谷駅、新宿駅、池袋駅 (2/27～3/8)
 - 車両中吊り
全国主要路線 (2/27～3/6)
 - 車両内映像メディア
全国主要路線 (2/27～3/31)



〈駅集中貼り用ポスター〉

- ◇ ポスター配布
内閣府において作成したキャンペーン用ポスターを関係省庁、都道府県・政令指定都市、協賛団体等を通じて全国に配布。

○DVD・ゲートキーパー手帳等の活用

自殺は個人の問題ではなく、防ぐことができる社会的な問題であること、身近な人が心の健康の変化に気づき、どのように声を掛ければ良いかを周知するため、うつ病の方との向き合い方についての対処方法（メンタルヘルスファーストエイド）などを説明するゲートキーパー養成研修用DVD（一般編・専門家編）やテキスト、悩んでいる人への対処法をわかりやすく掲載した「誰でもゲートキーパー手帳」の改定版を作成し、関係省庁、都道府県、政令指定都市等に配布しました。



〈DVD被災地対応編〉



〈DVD一般編・専門家編〉

- ◇ メンタルヘルスファーストエイドDVD
「こころのサインに気づいたら～ゲートキーパー養成研修用DVD～」一般編・専門家編

「こころのサインに気づいたら～ゲートキーパー養成研修用DVD～」被災地対応編

関係省庁、都道府県、政令指定都市等に配布

- ◇ ゲートキーパー養成テキスト
内閣府が開催するメンタルヘルスファーストエイドワークショップや地方自治体で実施するゲートキーパー講習等で活用

- ◇ 誰でもゲートキーパー手帳
関係省庁、都道府県、政令指定都市等に配布



〈誰でもゲートキーパー手帳〉

2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

(1) 児童生徒が命の大切さを実感することができると教育の推進

小学校及び中学校の新学習指導要領（平成20年3月28日告示）においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している（小学校：平成23年4月より全面実施、中学校：平成24年4月より全面実施）。このため、文部科学省では、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しており、命を大切にする心を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、発達段階に応じて様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。なかでも、命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要である。このため、文部科学省では、このような豊かな心の育成に資するような、自

然の中での宿泊体験活動等の体験活動の推進を図っている。今後も引き続き、感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動等の推進に総合的に取り組むこととしている。

(2) 情報モラル教育の推進等

インターネットや携帯電話等の普及が急速に進み、児童生徒が、ブログへの書き込みや携帯電話のメールを介したいじめ等によって自殺を引き起こすおそれがあることから、相手への影響を考え適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。このようなインターネット、携帯電話の急速な普及に伴う、いわばその影の部分の拡大への対応として、学校・家庭・地域を含む社会全体で情報モラル教育の推進に取り組むことが必要である。

文部科学省では、平成20年に改訂された小中学校の新学習指導要領において、各教科等の指導において「情報モラルを身に付け」ることや、道徳において「情報モラルに関する指導に留意すること」などを新たに規定する

とともに、中学校の「技術・家庭」の内容において「情報モラル」を重視するなど、義務教育において情報モラル教育の充実を図った。21年に告示された高等学校の新学習指導要領では、必修教科である共通教科「情報」において、内容に情報モラルを項目立てし、充実を図った。こうした学習指導要領の改訂を踏まえ文部科学省では、教員による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」を作成した。本手引きでは、情報モラル教育の必要性や情報モラル教育の指導のあり方、各教科等における指導例、教員が持つべき知識等について解説している。さらに、23年3月には、国立教育政策研究所が、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料として「情報モラル教育実践ガイダンス」を作成した。小・中学校で情報モラル教育を実施する手順やその際の配慮事項、情報モラル教育を無理なく確実に進めていけるようにするためのチェックリスト、実際の授業の進め方がわかる指導例などをとりまとめている。

(<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>)

また、総務省では、「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」(平成11年11月～12年6月開催)の提言を受け、メディアリテラシー向上を目的とする小・中学生及び高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に広く一般に貸出を行ってきた。平成20年度からはWebサイト「放送分野におけるメディアリテラシー」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)を開設するとともにWeb教材を開発・掲載し、更なる普及に努めている。一方、インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を18年度に開発し、19年7月から公開し、その普及を図っている。また、「インター

ネットトラブル事例集」を21年度から作成し、インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発講座等において活用している(教育の情報化推進ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/index.html)。

さらに、総務省と文部科学省は、通信関係団体等と連携しながら、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座(e-ネット安心講座)を全国規模で行うe-ネットキャラバンの活動を、平成18年度から全国において実施している。

なお、平成21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」という。)において、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとされていることから、引き続き、学校・家庭・地域を含む社会全体で情報モラル教育の一層の推進に取り組んでいく。

(3) 有害情報対策の推進

文部科学省では、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、フィルタリングの普及啓発やネットパトロールの実施など、地域の実情に応じた有害情報対策事業への支援を行っている。また、平成23年度より新たに、有識者による「ケータイモラルキャラバン隊」を結成し、保護者等を対象に全国6箇所でインターネット上のルールや、マナーに関する参加・学習型シンポジウムを開催している。

内閣府では、青少年インターネット環境整備法において青少年のインターネットの適切な利用に関する事項について広報啓発活動を行うよう定められていることから、青少年の健全なインターネット利用に係る広報資料の配付等の広報啓発活動を実施している。

3 うつ病についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。また、「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」を関係機関に提供するなど、うつ病をはじめとする精神疾患に関する普及啓発の推進を行っている。

また、こころの不調・病気に関する説明や、各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>)、10

代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～10代20代のメンタルサポートサイト～」(<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html>)の2つのWebサイトを設置し、普及啓発に取り組んでいる。

地方公共団体においては、心の健康に関するホームページを作成し、各種精神疾患に関する基礎的情報やうつ病等の対処方法、地域内の医療機関の情報の掲載、及び行政サービスや相談窓口の紹介を行い、また、同様の内容のパンフレットを配布する等により、地域の実情に応じた普及・啓発を行っている。